

海外美術品等公開促進法

海外から借り受けた美術品の強制執行等の禁止措置について



海外美術品等公開促進法

海外から借り受けた美術品の強制執行等の禁止措置について

制度の必要性

美術品は人々の心を潤す一方で、盗難や戦時下における略奪の対象となることが、長い歴史の中でたびたびありました。特にヨーロッパでは過去の所有者が美術品の返還を求める係争事件が数多く起こるなどしており、そのため、欧米諸国では、海外からの美術品については、差押え対象とはしない特別の法整備がなされています。

我が国においても、美術品等の権利関係が不安定だと、海外の美術館が我が国に貸出しを行わないといった事態も危惧され、国民の美術品等を鑑賞する機会が制限されることにもなりかねず、欧米諸国のような制度の導入が期待されてきました。

このような中、平成23年3月に「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」(海外美術品等公開促進法)が議員立法により成立し、海外の美術品等の所有者が安心して我が国の展覧会に出品できる環境が整備されました。これにより、我が国でより多彩な展覧会の開催が期待されているところです。

制度の概要

国際文化交流の振興の観点から、我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められる**海外の美術品等**について、**文部科学大臣が指定することにより強制執行等を行うことができなくなります**。海外の美術品等の所有者の不安を取り除くことにより、我が国で開催される展覧会に安心して出品することが可能になります。

- Q1. どのようなものが対象になりますか? … A. 制度の対象となるのは、海外にある「絵画」「彫刻」「工芸品」等の美術品、「化石」や「希少な岩石」「鉱物」「標本」等の学術上優れた価値を有する物です。
- Q2. 対象とならないものはありますか? …… A. オークションへの出品等の販売目的で輸入される美術品は対象外です。また、盗難された美術品も対象とすることができません。
- Q3. 指定された事例はありますか? …… A. メニル・コレクション(米国・ヒューストン)が所有する美術品5点について、平成24年4月に文部科学大臣による初めての指定が行われました。その後、米国メトロポリタン美術館やニューヨーク近代美術館等の所蔵作品が指定されています。

Q&A



申請について

- ① 展覧会の主催者から文化庁に《**申請書を提出**》してください。
- ② 提出された申請書の内容について法令との適合状況の確認を経て、《**文部科学大臣による指定**》が行われます。
- ③ 官報告示が行われるとともに、指定内容が《**最高裁判所に通知**》されます。



外国の政府等が所有する場合

外国の政府や政府機関等が所有する美術品等については、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」の規定により、我が国の裁判権から免除されています。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律(平成23年法律第15号)

(目的)

第1条 この法律は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図り、もって国際文化交流の振興に寄与するとともに文化の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「海外の美術品等」とは、我が国における公開のために要する期間を除き海外に在る次に掲げるものをいう。

- 一 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産
- 二 前号に掲げるもののほか、学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

(海外の美術品等に対する強制執行等の禁止)

第3条 我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を公開するため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の指定(以下この条において単に「指定」という。)は、我が国において海外の美術品等を公開しようとする者の申請により行う。
- 3 文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。

4 文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならない。

5 文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が第一項本文の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(国の美術館等の施設の整備及び充実等)

第4条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(専門的知識を有する者の養成及びその資質の向上等)

第5条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第6条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。



〈担当〉

文化庁 文化財部美術学芸課 評価企画係

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番2号

Tel. 03-5253-4111 (内線3168)



撮影協力：東京国立博物館、国立西洋美術館

撮影：momoko japan デザイン：kyo.designworks 印刷：ヤマノ印刷



TOKYO
NATIONAL
MUSEUM



The National Museum of Western Art